

○ 財務省告示第 219 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 3 年 7 月 14 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 3 年 8 月 27 日

財務大臣 麻生 太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 17 回	4,000,000,000 円	101.00 円
〃	第 18 回	2,500,000,000 円	101.30 円
〃	第 25 回	3,500,000,000 円	104.60 円
〃	〃	30,000,000,000 円	104.62 円
〃	〃	10,000,000,000 円	104.63 円
合計		50,000,000,000 円	